

十三市民病院都市ガス供給仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 大阪市淀川区野中北2-12-27
- (2) 業種及び用途 病院、中圧系統（空調・ボイラー）

2. ガスの概要

- (1) 種類 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 45MJ/N m³
- (3) 供給圧力 中圧B

3. ガスの使用条件

- (1) 契約最大使用量：235 m³/Nh
(契約最大使用量とは、契約期間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう)
- (2) 契約年間使用量：412,200 m³
(契約年間使用量とは、契約期間の契約予定月別使用量の合計量をいう)
- (3) 契約年間引取量：288,540 m³
(契約年間引取量とは、発注者が契約期間において最低引き取らなければならないガス量をいう)
- (4) 契約最大需要期使用量：141,300 m³
(契約最大需要期使用量とは、本契約期間の12月から翌3月における合計ガス使用量をいう)
- (5) 予定月別使用量は、別紙による。
- (6) 契約年間最高使用量：535,860 m³
(契約年間最高使用量とは、契約期間の最高ガス使用量をいう)

4. 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）
(令和7年4月定例検針日翌日から4月定例検針日までとする。)

5. ガス料金の算定基準

- (1) 入札時原料費単価の算定にあたっては、令和5年4月から令和6年3月までの原料費購入価格の平均値を基準とする。
- (2) 託送供給料金単価は、大阪ガスネットワーク株式会社（以下「一般ガス導管事業部」という。）の令和6年4月1日時点の小売託送供給約款における託送供給料金を適用する。なお、一般ガス導管事業者の小売託送供給約款が改正され、託送供給料金に変更になった場合は、改定後の一般ガス導管事業者の小売託送供給約款に定める託送供給料金によるものとする。

6. ガス料金単価調整

- (1) ガス料金の価格変動があり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、大口供給（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令 97 号）第 1 条第 2 項第 7 号に規定する大口供給をいう。）に係る料金その他の供給条件に定めるところにより、原料費単価の調整を行い、ガス料金の算定をすることができる。
- (2) (1) の原料費料金単価の調整は、2 ヶ月ごとにできるものとする。
- (3) 原料費料金の単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (4) 原料費料金の単価調整を行う場合、受注者は入札時と請求時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。
- (5) 受注者が、原料費調整を行うにあたって (1) ～ (4) の規定によりがたい場合は、発注者と受注者は別途協議のうえ、取扱いを決定する。

7. 契約最大需要期使用量の超過

本契約期間のうち、12 月から翌 3 月（4 か月）における実績使用料が契約最大需要使用量の 105 パーセントを超過した場合、受注者は発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。

8. ガス料金の算定

ガス料金は、1 か月（前月の検針から当月の検針までの期間）の使用量により算定する。なお、入札時の契約年間使用量は予想使用量であるため、契約期間中における毎月のガス使用量に応じて計算する。

9. ガスの安定供給

受注者は、十三市民病院におけるガスの安定供給を図らねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需給上やむを得ない場合。
- (2) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合。
- (3) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (4) 天災地変等の場合。
- (5) その他保安上必要がある場合。

10. ガス使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した取引用ガスメーターにより毎月検針を行うものとする。
- (2) 検針場所は、ガスガバナー室及び地下階の室外機置場下とする。（別図参照）
- (3) 月ごとの使用期間は、前月の検針日翌日から当日の検針日までの期間とする。

11. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

12. 保安業務及びメンテナンス業務

- (1) 受注者はガス消費機器について、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、政省令に定める保安業務のほか、以下の保安業務を実施すること。
- ・小型湯沸器（不完全燃焼防止装置あり、なしを問わない）及び CF 式・FF 式湯沸器の CO 測定、機器の誤接続有無の確認、機器のガス種適合調査、ガス消費機器の漏えい検査、業務用簡易警報器の設置促進をガス開栓以後 4 年に 1 回以上の頻度で行われるよう実施すること。
 - ・本供給期間開始前に機器の型式調査を行い、受注者にて登録しておくこと。
- (2) 従来の保安レベルを担保するため、受注者は以下の一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること。

点検種類	点検頻度
ア 緊急ガス遮断弁の差動試験	年 1 回
イ ガバナーの点検	年 1 回
ウ Mg 陽極試験	年 1 回
エ 中圧ガスメーターのストレーナー点検	年 1 回
オ 安全点検	年 1 回
カ 引込管遮断装置の機能確認	年 1 回

13. 緊急時の対応

受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者積極的に協力し、速やかかつ適切に対応すること。

14. その他

- (1) 供給申込書に記載する金額には、本契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めること。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は、質問期間中に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

15. 事業担当

地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立十三市民病院 総務課
〒532-0034 大阪市淀川区野中北 2-12-27
電話 06-6150-8034

令和 7 年度 予定月別使用量

検針月	ガス使用量 (m ³)
4 月	28, 800
5 月	16, 800
6 月	20, 500
7 月	32, 700
8 月	62, 200
9 月	67, 200
10 月	35, 000
11 月	17, 200
12 月	19, 300
1 月	38, 900
2 月	37, 000
3 月	36, 600
合計	412, 200

供給地点特定番号・ガスの圧力

メーター番号	ガス供給地点特定番号	供給圧力
0284	00212500015495901	中圧
8060	00212600015495909	中圧
9451	00212700015495907	中圧
6410	00212800015495905	中圧

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3265

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。